

1 目的

この基準は、新潟県中学校体育連盟（以下「県中体連」）主催大会への参加を希望する地域スポーツ団体等の大会参加認定について、必要な事項を定めるものである。

2 認定申請の条件

◎下記の条件を理解し、遵守できる場合とする。

- (1) 県中体連の目的及び活動を理解し、それを尊重すること。
- (2) 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している。
- (3) 継続的に、指導資格等を有する指導者もしくは相当の指導経験があり、今後指導資格等を取得する意思がある指導者の指導のもと、適切かつ組織的な活動が行われていること。指導者は競技ガイドライン等に則り、人権を尊重した指導を行っていること。
- (4) 各競技団体、スポーツ協会等に1年以上登録されており、計画的に活動している団体であること。ただし、市町村教育委員会や各競技団体、スポーツ協会等が部活動地域移行を推進するため結成した地域スポーツ団体は、登録期間等の条件が満たない場合であっても、県中体連で協議し、認定することがある。
- (5) 令和4年12月スポーツ庁・文化庁が発出した『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- (6) 全ての県中体連主催大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- (7) 地域スポーツ団体等で大会に参加した生徒は、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- (8) 団体競技における1単位地域スポーツ団体での出場は、1チームのみとする（1単位団体から複数のチームの参加はできない）。ただし、市町村教育委員会や各競技団体、スポーツ協会等が部活動地域移行を推進するため結成した地域スポーツ団体は、活動状況や実態に応じて、複数チームの参加を認める場合がある。
- (9) 当該年度全国中学校体育大会までの中体連主催大会期間中に、所属団体を移籍しての大会参加は認めない。
- (10) 大会参加に際して、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故や怪我発生に備え、保険等に加入するなど、事故対策を講じておくこと。
- (11) 大会参加にあたって知り得た個人情報においては、守秘義務を有する。
- (12) 大会は、活動本拠地のある地区から参加する。
- (13) 競技ごとの細則は、(公財)日本中学校体育連盟が令和5年3月8日付けで発出した事務連絡文書による。

3 認定の申請

- (1) 認定申請者は、事前に県中体連事務局にメールで連絡をし、申請についての手順を確認する。その後、必要な書類（認定申請書：様式1、団体名簿：様式2、団体活動実績資料：様式不問※）を添えて、団体の活動本拠地にある郡市中体連を通して、地区中体連に提出する。

※ 団体の活動が分かる資料（会則、指導資格等の写し、年間活動計画や活動時間が分かるもの）

- (2) 認定申請の提出は、3月1日から4月15日までとする。スキー競技の申請は9月1日から10月15日とする。
- (3) 当面の間、毎年申請を必要とする。

4 認定の決定

- (1) 認定申請を受理した場合、地区・県競技専門部と地区中体連事務局で審査し、地区中体連で認定の推薦をし、県中体連で決定する。
- (2) 4月30日（スキー競技の場合は11月15日）までに認定の可否結果を通知する。
- (3) 認定申請および参加申込に際して、虚偽の内容が判明した場合は、参加を認めない。

5 付則

- (1) 本基準は、令和4年12月12日から実施する。
- (2) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの発出により
2(5)修正（令和5年2月20日）
- (3) 令和5年度全中大会地域スポーツ団体競技部細則の文言修正による事務連絡文書発出により
2(13)修正（令和5年2月20日）
- (4) 令和5年度全中大会地域スポーツ団体競技部細則の文言修正による事務連絡文書発出により
2(13)修正（令和5年3月13日）